

山運輸第341号の2
令和8年9月17日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」(平成21年6月
30日付け公示第46号)の一部改正について

標記について、令和8年9月17日付け東自旅二第636号の2により東北運輸局
長から別添のとおり通達があったので、了知願います。

東自旅二第636号の2
令和8年9月17日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について」
(平成21年6月30日付け公示第46号)の一部改正について

標記について、別添のとおり公示することとしたので了知するとともに貴支局掲示板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計らわれたい。

公 示

制定	平成 2 1 年	6 月 3 0 日	公示第 4 6 号
改正	平成 2 2 年	6 月 3 0 日	公示第 2 8 号
改正	平成 2 5 年	3 月 1 8 日	公示第 7 7 号
改正	平成 2 6 年	2 月 2 8 日	公示第 1 2 3 号
改正	平成 3 0 年	1 月 1 6 日	公示第 7 9 号
改正	平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日		公示第 6 4 号
改正	令和 元 年 1 2 月 1 3 日		公示第 7 1 号
改正	令和 2 年 1 1 月 2 5 日		公示第 5 5 号
改正	令和 3 年	9 月 1 6 日	公示第 6 3 号
改正	令和 5 年	5 月 1 日	公示第 1 2 号
改正	令和 5 年	5 月 1 6 日	公示第 2 0 号
改正	令和 5 年	6 月 1 5 日	公示第 3 5 号
改正	令和 8 年	2 月 1 9 日	公示第 1 1 6 号
改正	令和 8 年	4 月 2 7 日	公示第 1 3 号
改正	令和 8 年	9 月 1 7 日	公示第 7 1 号

一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成 1 4 年 1 月 1 5 日付け公示第 8 5 号。以下「運賃制度」という。）の 3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

東北運輸局長 三宅 正寿

記

1. 適用する運賃適用地域

青森地区
岩手地区（旧岩手県 A 地区・旧岩手県 B 地区）
仙台地区
宮城地区
秋田地区
山形地区
福島地区

2. 車種区分

岩手地区（旧岩手県 A 地区・旧岩手県 B 地区）、仙台地区、宮城地区
秋田地区、山形地区、福島地区
別表 1 のとおり

青森地区
別表 2 のとおり

附 則

本公示は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日付け公示第 28 号）

本公示は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日付け公示第 77 号）

本公示は、平成 25 年 3 月 18 日から適用する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日付け公示第 123 号）

本公示は、平成 26 年 2 月 28 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 16 日付け公示第 79 号）

本公示は、平成 30 年 2 月 25 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日付け公示第 64 号）

本公示は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 13 日付け公示第 71 号）

本公示は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日付け公示第 55 号）

本公示は、令和 2 年 12 月 25 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 16 日付け公示第 63 号）

本公示は、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 1 日付け公示第 12 号）

本公示は、令和 5 年 5 月 31 日から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 16 日付け公示第 20 号）

本公示は、令和 5 年 6 月 15 日から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 15 日付け公示第 35 号）

本公示は、令和 5 年 7 月 15 日から適用する。

附 則（令和 8 年 2 月 19 日付け公示第 116 号）

本公示は、令和 8 年 3 月 20 日から適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 27 日付け公示第 13 号）

本公示は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 9 月 17 日付け公示第 71 号）

1 本公示は、令和 8 年 9 月 17 日から適用する。

2 本公示適用日において改正前の規定に基づき、運賃及び料金の認可を受けている事業者については、改正後の別表に規定する車種区分に基づく運賃及び料金の認可を受けたものとみなす。

別 表 1

適用地域：

岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区）、仙台地区、宮城地区、秋田地区、山形地区、福島地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。 但し、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車及び内燃機関を搭載しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。 寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車で乗車定員7名以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき東北運輸局長が公示する地域以外においては、福祉輸送事業にのみ使用するもの又は内燃機関を搭載しないものに限る。

備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
-----	--

適用地域：
青森地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員9名以上のもの。 但し、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車及び内燃 機関を搭載しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量 2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 8名以下のもの。 寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車で乗車定員7名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員 8名以下のものであって、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を 除く。）以下のもの、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼 用車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員8名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車 の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1. に基づき東北運輸局長が公示する地域以外においては、福祉輸送事業 にのみ使用するもの又は内燃機関を搭載しないものに限る。
備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

○一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について（平成21年6月30日付け公示第46号）

改 正	現 行
公 示	公 示
制定 平成21年 6月30日 公示第46号 改正 平成22年 6月30日 公示第28号 改正 平成25年 3月18日 公示第77号 改正 平成26年 2月28日 公示第123号 改正 平成30年 1月16日 公示第79号 改正 平成30年 12月21日 公示第64号 改正 令和元年 12月13日 公示第71号 改正 令和2年 11月25日 公示第55号 改正 令和3年 9月16日 公示第63号 改正 令和5年 5月1日 公示第12号 改正 令和5年 5月16日 公示第20号 改正 令和5年 6月15日 公示第35号 改正 令和8年 2月19日 公示第116号 改正 令和8年 4月27日 公示第13号 改正 令和8年 9月17日 公示第〇〇号	制定 平成21年 6月30日 公示第46号 改正 平成22年 6月30日 公示第28号 改正 平成25年 3月18日 公示第77号 改正 平成26年 2月28日 公示第123号 改正 平成30年 1月16日 公示第79号 改正 平成30年 12月21日 公示第64号 改正 令和元年 12月13日 公示第71号 改正 令和2年 11月25日 公示第55号 改正 令和3年 9月16日 公示第63号 改正 令和5年 5月1日 公示第12号 改正 令和5年 5月16日 公示第20号 改正 令和5年 6月15日 公示第35号 改正 令和8年 2月19日 公示第116号 改正 令和8年 4月27日 公示第13号
一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について	一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について
「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月15日付け公示第85号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。	「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月15日付け公示第85号。以下「運賃制度」という。）の3. 車種区分について、運賃制度に定める基準の他、地域の実情に応じて定めた基準を下記のとおり定めたので公示する。
令和8年9月17日	令和8年4月27日
東北運輸局長 <u>三宅 正寿</u>	東北運輸局長 <u>吉田 昭二</u>
記	記
1. 適用する運賃適用地域 青森地区 岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区） 仙台地区 宮城地区 秋田地区 山形地区 福島地区 2. 車種区分 岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区）、仙台地区、宮城地区 秋田地区、山形地区、福島地区 別表1のとおり	1. 適用する運賃適用地域 青森地区 岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区） 仙台地区 宮城地区 秋田地区 山形地区 福島地区 2. 車種区分 岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区）、仙台地区、宮城地区 秋田地区、山形地区、福島地区 別表1のとおり

青森地区
別表2のとおり

附 則

本公示は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年6月30日付け公示第28号）
本公示は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成25年3月18日付け公示第77号）
本公示は、平成25年3月18日から適用する。

附 則（平成26年2月28日付け公示第123号）
本公示は、平成26年2月28日から適用する。

附 則（平成30年1月16日付け公示第79号）
本公示は、平成30年2月25日から適用する。

附 則（平成30年12月21日付け公示第64号）
本公示は、平成31年2月1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日付け公示第71号）
本公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年11月25日付け公示第55号）
本公示は、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和3年9月16日付け公示第63号）
本公示は、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和5年5月1日付け公示第12号）
本公示は、令和5年5月31日から適用する。

附 則（令和5年5月16日付け公示第20号）
本公示は、令和5年6月15日から適用する。

附 則（令和5年6月16日付け公示第20号）
本公示は、令和5年6月15日から適用する。

附 則（令和8年2月19日付け公示第116号）
本公示は、令和8年3月20日から適用する。

附 則（令和8年4月27日付け公示第13号）
本公示は、令和8年6月1日から適用する。

附 則（令和8年9月17日付け公示第〇〇号）

1 本公示は、令和8年9月17日から適用する。

2 本公示適用日において改正前の規定に基づき、運賃及び料金の認可を受けている事業者については、改正後の別表に規定する車種区分に基づく運賃及び料金の認可を受けたものとみなす。

青森地区
別表2のとおり

附 則

本公示は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年6月30日付け公示第28号）
本公示は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成25年3月18日付け公示第77号）
本公示は、平成25年3月18日から適用する。

附 則（平成26年2月28日付け公示第123号）
本公示は、平成26年2月28日から適用する。

附 則（平成30年1月16日付け公示第79号）
本公示は、平成30年2月25日から適用する。

附 則（平成30年12月21日付け公示第64号）
本公示は、平成31年2月1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日付け公示第71号）
本公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年11月25日付け公示第55号）
本公示は、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和3年9月16日付け公示第63号）
本公示は、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和5年5月1日付け公示第12号）
本公示は、令和5年5月31日から適用する。

附 則（令和5年5月16日付け公示第20号）
本公示は、令和5年6月15日から適用する。

附 則（令和5年6月16日付け公示第20号）
本公示は、令和5年6月15日から適用する。

附 則（令和8年2月19日付け公示第116号）
本公示は、令和8年3月20日から適用する。

附 則（令和8年4月27日付け公示第13号）
本公示は、令和8年6月1日から適用する。

別 表 1

適用地域：
岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区）、仙台地区、宮城地区、秋田地区、
山形地区、福島地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員7名以上のもの。 但し、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車及び内燃 機関を搭載しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以 下のもの。 寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車で乗車定員7名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員 6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。） 以下のもの、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車又は 内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車 の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1. に基づき東北運輸局長が公示する地域以外においては、福祉輸送事業 にのみ使用するもの又は内燃機関を搭載しないものに限る。

備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
-----	--

別 表 1

適用地域：
岩手地区（旧岩手県A地区・旧岩手県B地区）、仙台地区、宮城地区、秋田地区、
山形地区、福島地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員7名以上のもの。 但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃 機関を有しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以 下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下 のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名 以下のもの。 同条に定める軽自動車で福祉輸送事業にのみ使用するもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を 有しないもので乗車定員6名以下のもの。

備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。
-----	--

別 表 2

適用地域：
青森地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員9名以上のもの。 但し、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車及び内燃 機関を搭載しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量 2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員 8名以下のもの。 寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼用車で乗車定員7名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員 8名以下のものであって、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を 除く。）以下のもの、寝台専用車、車いす専用車及び寝台・車いす兼 用車又は内燃機関を搭載しないもの。 同条に定める小型自動車のうち乗車定員8名以下のもの。 同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車 の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1. に基づき東北運輸局長が公示する地域以外においては、福祉輸送事業 にのみ使用するもの又は内燃機関を搭載しないものに限る。
備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

別 表 2

適用地域：
青森地区

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車 で乗車定員9名以上のもの。 但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃 機関を有しない自動車を除く。
大 型 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8名以 下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名 以上のもの。
普 通 車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2.5 リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員8名以下 のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員8名以下のもの。 寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名 以下のもの。 同条に定める軽自動車で福祉輸送事業にのみ使用するもの。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を 有しないもので乗車定員8名以下のもの。
備 考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内 装等）のガソリン車の車種区分を適用する。